

景観まちづくり推進

？ なぜこの事業を行っているのですか？

台東区には、古くからの寺社や下町風情の残るまちなみ、上野公園のような自然豊かな風景など多様な景観資源があります。これらは重要な資源であり、今ある都市景観をさらによくしていくとともに新旧調和した台東区らしい景観を創造していくことが重要です。

景観まちづくりでは、台東区の生活様式や文化と調和し、地域住民の愛着・誇りにつながるまちなみを目指して様々な取組みを行っています。

？ どのようなことを行っていますか？

●台東区景観条例（※解説①）に基づく事前協議および景観法（※解説②）に基づく届出

景観に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建物や看板などについて、景観の専門家の意見をもとに、区と事業者が話し合い、色彩や大きさなどデザインの誘導を行っています。また、その結果を台東区に届出してもらっています。

●景観に関するイベントの実施

「小学3年生まちなみ絵画コンクール」「景観セミナー」などのイベントを通じて、景観まちづくりの大切さを区民と共有しています。

●景観まちづくり協定の認定

商店街など、特定の地域の人々がつくった景観に関するルールを区が認定し、地域の個性を活かした景観まちづくりを支援しています。



景観上重要な場所となっている隅田川

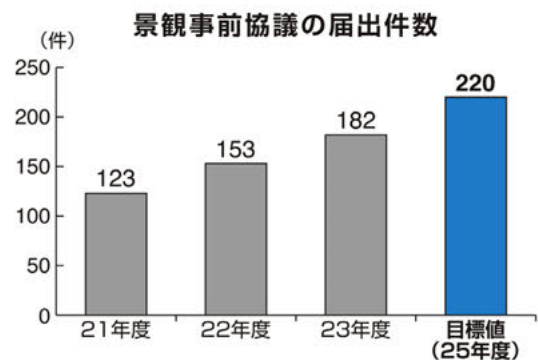


多様な景観資源が点在する浅草周辺

？ 事業の進み具合はどうか？

台東区は平成23年8月に景観行政団体（※解説③）となり、同年12月には台東区景観計画（※解説④）を策定しました。これにより景観法に基づく届出も開始され、以前より小規模な建物も協議を行うようになったため、平成23年度の事前協議の届出は182件となりました。平成25年度は220件を目標とし、さらなる届出件数の増加が見込まれます。

また、平成23年度に実施した「小学3年生まちなみ絵画コンクール」では19校・983点の応募があり、「景観セミナー」では定員を上回る応募があるなど、区民の景観に対する意識も高まってきています。



(資料：都市計画課)

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

台東区は景観法に基づく景観行政団体となって、台東区景観計画を策定し、台東区独自の景観の取り組みが可能となりました。

今後とも、さらなる景観まちづくりを進めるために、区民や事業者と協働（※解説⑤）し、台東区の地域の魅力や活気を高める景観まちづくりを進めていきます。

■この事業に関するお問合せは■

都市づくり部都市計画課

03-5246-1364

【解説】

①台東区景観条例

景観法の制度を反映して平成23年に改正した条例のことです。景観まちづくりを進める上での基本的事項が記されています。

②景観法

良好な景観づくりのための基本理念や制度、支援、それに関わる国や地方公共団体などの役割を記した、我が国で初めてとなる景観についての総合的な法律のことです。

③景観行政団体

景観法に基づく景観行政の担い手として認められた団体の名称です。

④台東区景観計画

景観法により、景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を定めることができるとされています。区の景観特性を分析して、景観形成の考え方や今後の展開を示すとともに、景観法に基づく事項を定めた計画です。

⑤協働

立場の異なるものが、同じ目標に向かって、協力して活動していくことです。